

○土地問題等に関する特別委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114国会 61	土地基本法案	（衆）	元、三三六	元、二二三 修正 元、三三三 修正 元、三三三 修正	元、九二六 修正 元、二二七 修正 元、二二七 修正	百十四回国会衆継続 百十五回国会衆継続 百十六回国会衆継続 元、二二三 参本会議趣旨説明 二二三衆へ回付 二二四衆同意
114国会 62	国土利用計画法の一部を改正する法律案	〃	三三六	二二三 可決	二二三 可決	百十四回国会衆継続

土地基本法案（第百十四回国会閣法第六一号）

要旨

本法律案は、地価の高騰による国民生活への弊害等のが国における土地問題の現状にかんがみ、土地対策を総合的に推進するため、土地についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地についての基本理念

土地については、公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、公共の福祉を優先させる等の土地についての基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体は基本理念にのっとり、土地に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する等、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確化する。

二、土地に関する基本的施策

土地利用計画の策定、適正な土地利用の確保を図るた

めの措置、土地取引の規制等に関する措置、社会資本の整備に関連する利益に応じた適切な負担、税制上の措置など土地に関する施策のうち基本となる事項を定める。

### 三、土地政策審議会

内閣総理大臣の諮問機関として国土庁に土地政策審議会を置き、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。なお、本法律案は、衆議院において、土地についての基本理念における公共の福祉の優先、土地利用計画の策定に当たっての関係住民の意見の反映、公的土地評価の適正化等について修正が行われている。

### 修正要旨

- 一、国及び地方公共団体の責務に関する第六条の規定を改め、国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有することとする。
- 二、第十二条第二項に、国及び地方公共団体は、適正な土地利用の確保を図るため、公有地の拡大の推進等公共用地の確保に努めるものとする規定を追加する。
- 三、土地取引の規制に関する措置の第十三条の規定を改め、

国及び地方公共団体は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正な地価の形成に資するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

四、国及び地方公共団体は、土地に関する施策を講ずるにつき、相協力し、その整合性を確保するように努めるものとするとともに、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする規定を追加する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、土地問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、土地基本法案は、近年の地価高騰が国民の住宅取得を困難とし、社会資本の整備に支障を及ぼすとともに資産格差を拡大し、社会的不公平感を増大させる等我が国の社会・経済に重大な問題を引き起こしている現状にかんがみ、土地について公共の福祉を優先させる等の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、土地利用計画の策定、土地取引の規制

等土地に関する施策の基本となる事項及び土地に関する総合的かつ基本的な施策を審議する土地政策審議会の設置等を定めることにより、正常な需給関係と適正な地価形成を図るための土地対策を総合的に推進しようとするものであります。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るため、監視区域に所在する土地について投機的取引と認められる土地取引の届出があった場合における勧告の特例を設けるとともに、遊休土地の制度について面積要件の引き下げ、期間要件の短縮等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、京都、大阪、兵庫の三府県に委員派遣を行い、また、参考人から意見を聴取するとともに、地価の抑制、投機的な土地取引の防止、土地税制、住宅・宅地の供給、公有地の拡大、首都機能の移転等広範多岐にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、土地基本法案について村沢理事より公有地の拡大の推進、施策の整合性確保と行政組織の整備等に

関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合共同の修正案が提出されました。

次いで、土地基本法案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は、多数をもって修正議決すべきものと決しました。

次に、国土計画法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両法案に対し、十二項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六二号）

#### 要旨

本法律案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、

地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るため、監視区域における投機的取引の抑制、遊休土地の制度の改善を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地に関する権利の移転等の届出があった場合の勧告に関する特例

都道府県知事は、監視区域に所在する土地について取引の届出があった場合において、当該届出に係る土地が短期間に自らの利用に供されることなく実需者以外の者に転売され、適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

二、遊休土地である旨の通知要件の改正

都道府県知事が遊休土地である旨を通知する場合の面積要件を規制区域及び監視区域に所在する土地について引き下げるとともに、期間要件を三年から二年に短縮する。

三、罰金の額の引上げ

罰金の額について経済実勢に合わせて所要の引上げを

行う。

委員長報告

一〇〇ページ参照